

## 世羅町測量及び建設コンサルタント等業務最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、測量及び建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(適用対象業務)

第2条 この要領は、競争入札に付す測量及び建設コンサルタント等業務を対象とする。ただし、町長が最低制限価格制度を適用する必要がないと特に認める業務については、この限りでない。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じた額とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げた額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札参加者に示す入札条件に最低制限価格が設けられている旨を記載して、入札参加者へ周知するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合は、直ちにその者を無効とし、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格の入札をした者の再度の入札への参加は認めない。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は非公表とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行うものから適用する。